

江津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

市内消費を喚起し、物価高騰の影響を強く受けている飲食業、サービス業、小売業などの事業者を支援するとともに地域経済の活性化を図る。

2 業務概要

・業務名

江津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託

・業務期間

契約締結日から令和8年3月31日までの間で必要な期間

※キャンペーン実施期間決定後、改めて江津市と協議すること

・業務内容

別紙「江津市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務委託仕様書」(以下「仕様書」という)に記載のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として特定された事業者の企画提案内容に応じて、一部変更する場合がある。

・想定予算額

提案限度額は消費税及び地方消費税を含め本事業に係る経費の一切を含めて60,000千円以内とする。

ただし、還元ポイント原資については50,000千円以上とし、事務経費は提案限度額からポイント還元原資を除いた額の範囲内とする。

受託者が本事業を遂行するにあたり、必要となる一切の費用を含み、江津市は契約金額以外の費用を負担しないものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- ・島根県または江津市から契約に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立がなされていない者であること。
- ・民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立がなされていない者であること。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号及び江津市暴力団排除条例（平成24年江津市条例第1号）に該当

しない者であること。

- ・消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

4 スケジュール

公募開始（実施要領等の公表・配付開始）	令和7年4月25日（金）
質問書の提出期限	令和7年5月9日（金）
質問書に対する回答	令和7年5月13日（火）
参加表明書等の提出期限	令和7年5月15日（木）
提案書の提出期限	令和7年5月22日（木）
審査会	令和7年5月29日（木）
審査会予備日	令和7年6月4日（水）
審査結果通知	令和7年6月初旬

5 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり申し込みを行うこと。

- ・受付締切及び提出方法

- ① 受付締切 令和7年5月15日（木）必着
- ② 提出方法 持参（閉庁日を除く9時から17時）又は郵送
- ③ 提出先 江津市商工観光課商工振興係
- ④ 提出書類
 - ア 参加表明書（様式1）
 - イ 会社概要（様式2）
 - ウ 実績調書（様式3）
 - エ 実施体制調書（様式4）
 - オ 登記事項証明書
 - カ 使用印鑑届（様式5）
 - キ 委任状（様式6）（契約締結等の権限を委任する場合）
 - ク 消費税及び地方消費税の納税証明書（写し可）
 - ケ 直近決算期の財務諸表（写し可）
 - コ 役員等名簿（様式7）

6 質問及び回答

本実施要領及び仕様書について質問がある場合は「質問書」（様式8）に内容を簡潔に記入し以下のとおり提出すること。

- ・質問方法 タイトルを「プロポーザル質問書」としてメールで提出。提出先は「13 連絡先」に記載のとおり。

- ・質問書提出締切 令和7年5月9日（金）16時00分
- ・回答方法 令和7年5月13日（火）に江津市ホームページで回答

7 提案書等の提出 ※1提案者につき1提案とすること。

- ・提出締切及び提出方法

- ① 提出締切 令和7年5月22日（木）必着
- ② 提出方法 持参（閉庁日を除く9時から17時）又は郵送
- ③ 提出先 江津市商工観光課商工振興係
- ④ 提出書類

ア 提案書（様式9）

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書は日本工業規格A4版両面印刷で作成し、文字サイズは原則12ポイント以上とし、記載内容には「本業務についての総合的な考え方」と「キャッシュレス決済事業者ごとの江津市内の対象店舗数と全国のユーザー数」を記入し、仕様書の内容及び「8提案審査」の審査項目を踏まえ具体的に提案すること。

なお、真に必要な場合を除き、提案書等には個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

ウ 見積書（任意様式）

見積書は、合計金額（消費税及び地方消費税を含む）及び内訳を記載すること。人件費、諸経費等の積算の内訳が判別できるよう詳細に記載すること。

- ⑤提出部数 8部ずつ

8 提案審査

提案書等の審査については、本プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）において審査する。

提案者が1者の場合も審査を行い、プロポーザルは成立するものとする。

プレゼンテーション及びヒアリングに際しては下記のとおり。

- ・実施日 令和7年5月29日（木）予定（予備日：令和7年6月4日）
- ・実施場所 島根県江津市江津町1016番地4
江津市役所 本庁舎
- ・出席者 1提案者あたり3名以内とする。
- ・時間 プレゼンテーション15分、ヒアリング15分とする。
- ・資料 プレゼンテーションに使う資料は、提出した企画提案書とする。
- ・費用 提案者負担とする。

・審査項目

下表のとおり。ただし、審査委員会で審査項目が変更、追加等することがある。

審査項目	審査の視点	配点
類似事業の実績	本事業に類似した事業の実績	5点
店舗数	市内取扱店舗数	5点
事務局の運営体制	運営にあたっての組織体制、人員配置等 ・運営業務全般、全体統括や還元費用に係る予算管理 ・キャッシュレス決済事業者との調整	15点
事業の運営及び管理業務	・事業者に対しての周知及びサポート ・一般消費者に対しての周知及びサポート ・全般的な業務スケジュール ・キャンペーン終了後の効果分析内容及び成果物の作成 ・キャンペーンの企画提案内容 ・不正利用対策、セキュリティ対策	30点
事業の広報業務	・キャンペーン実施に関する告知方法（営業体制、説明会の実施等） ・キャンペーンの広報チラシや販促物の作成 ・専用ホームページ等の作成	15点
問合せ対応業務	・コールセンターの運営方法、体制 ・対応期間、及び対応時間	15点
見積書の妥当性	見積書と業務内容の整合性、使途	5点
その他提案	その他、仕様書に規定する以外の事業者独自の提案が優れているか	10点
合計		100点

※審査に関して異議を申し立てることはできない。

・審査方法

審査委員会委員の総合点が最も高いものを契約候補者として特定する。なお、最高点者が複数の場合は、審査委員会で採決し決定する。

9 審査結果通知

- ・通知方法 メール
- ・通知日時 令和7年6月初旬

10. 契約

江津市と、特定された契約候補者は、仕様書及び見積書等についての協議を行った上で契約を締結する。ただし、契約候補者と協議が整わない場合は、次点の提案者と協議を行うこととする。なお、委託契約額は江津市の予算の範囲内の額とする。

11 欠落事項

- ・提案書等の提出書類に虚偽の内容があった場合
- ・提案書の提出方法、提出期限を遵守できなかった場合
- ・審査委員会が不適合と認めた場合
- ・提案審査を欠席した場合

12 その他

- ・書類提出後、都合により参加を辞退する場合は直ちに書類（任意）を提出すること。
- ・提出された提案書等は一切返却しない。
- ・提出された提案書等は審査以外の目的に使用しない。
- ・選考結果に対する質問には一切回答しない。
- ・本事業の契約候補者として特定されたことが、契約することを確約するものではないので留意すること。
- ・提案書等の作成・提出費用は提案者の負担とする。

13 連絡先

〒695-8501 島根県江津市江津町 1016 番地 4
江津市商工観光課商工振興係 担当：梅木、三木
電話 0855-52-7494 FAX 0855-52-1365
E-mail shokokanko@city.gotsu.lg.jp